

有形固定資産（実務上の留意点）（2）

減損会計における実務上の留意点②

公認会計士 ^さ ^せ 佐瀬 ^た ^け 剛

本稿では、以下の減損会計における実務上の留意点について取り上げる。

1. 将来キャッシュ・フローの見積りににおける留意点
2. 使用価値の算定に際して用いられる割引率に係る留意点

1 将来キャッシュ・フローの見積りににおける留意点

減損会計において、将来キャッシュ・フローの見積りは次の2点で必要になるが、将来キャッシュ・フローの見積りに当たっての一般的な留意点を記載する。

- ▶ 減損損失の認識の判定に際して見積られる将来キ

ャッシュ・フロー

- ▶ 使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フロー

減損損失の認識の判定に際して見積られる将来キャッシュ・フロー及び使用価値の算定において見積られる将来キャッシュ・フローは、企業に固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づいて見積る必要がある（固定資産の減損に係る会計基準（以下、「減損会計基準」という。）4.(1)参照）（固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（以下、「減損会計適用指針」という。）36項）とされている。

さらに、減損会計適用指針36項では留意点として図表1-1のようなものが挙げられているが、注意すべき点について記載する。

図表1-1 減損会計適用指針36項における留意点

	減損会計適用指針36項	注意すべき点
(1)	企業は、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値を、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報（例えば、予算やその修正資料、業績評価の基礎データ、売上見込みなど。以下同じ。）と整合的に修正し、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを見積る。	中長期計画の数値をそのまま利用できるという意味ではなく、中長期計画の数値の見積りとしての合理性の検討が必要である。
(2)	中長期計画が存在しない場合、企業は、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に基づき、各資産又は資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して、将来キャッシュ・フローを合理的に見積る。これには、過去の一定期間における実際のキャッシュ・フローの平均値に、これまでの趨勢を踏まえた一定又は逡減する成長率（ゼロやマイナスになる場合もある。）の仮定をおいて見積ることも含む。	プラスの成長率を仮定する場合には、その根拠の合理性を十分に検討する必要がある。また、成長率をゼロとすれば問題ないわけではなく、マイナスの仮定が合理的である可能性も考慮する必要がある。
(3)	中長期計画の見積り期間を超える期間の将来キャッシュ・フローを算定する場合、企業は、原則として、取締役会等の承認を得た中長期計画の前提となった数値（経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報と整合的に修正した後のもの）に、合理的な反証がない限り、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえた一定又は逡減する成長率（ゼロやマイナスになる場合もある。）の仮定をおいて見積る。この結果、中長期計画の見積り期間を超える期間の成長率がプラスの仮定の場合には、当該将来キャッシュ・フローの金額は逡増し、成長率がマイナスの仮定の場合、逡減することとなる。	
(4)	資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、現金基準に基づいて見積る方法のほか、発生基準に基づいて見積った金額に当該資産又は資産グループの減価償却費などの重要な非資金損益項目を加減した金額を用いることができる。	—

（減損会計適用指針36項を基に筆者が作成）

このように減損会計における将来キャッシュ・フローの見積りは絶えずその合理性を確認することが求められる非常に難しい作業と言えるが、経理業務においてどのような文書化をする必要があるかについても触れる。

ここでは、「監査基準委員会報告書540 会計上の見積りの監査」（以下、「監基報540」という）の内容を概

観しながら説明する。

会計上の見積りは図表1-2のように定義されており、将来キャッシュ・フローの見積りは会計上の見積りに該当する。また、見積りの不確実性の程度は、偏向によって見積りが影響を受ける可能性に関連するため、偏向により見積りが適切に行われないリスクがある。

図表1-2 会計上の見積りの定義等

定義	<ul style="list-style-type: none"> 「会計上の見積り」－正確に測定することができないため、金額を概算することをいい、見積りが要求される金額だけでなく、見積りの不確実性が存在する場合に公正価値によって測定される金額に対しても使用される(監基報540 6項(1))。
性質	<ul style="list-style-type: none"> 財務諸表に計上される一部の項目は、正確に測定することができず、見積りが必要となる場合がある。本報告書では、このような財務諸表に計上される項目に含まれる会計上の見積りを取り扱っている。経営者が会計上の見積りを行う際に、裏付けとして利用可能な情報の性質及び信頼性は様々であるため、会計上の見積りに伴う見積りの不確実性の程度は、これらの影響を受ける。見積りの不確実性の程度は、経営者の偏向が意図的であるか否かを問わず、偏向によって見積りが影響を受ける可能性に関連し、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクに結果的に影響を与えることになる(監基報540 2項)。

(下線は筆者による)

監基報540では、図表1-3のような会計上の見積りに関する監査実務上の指針が記載されている。

図表1-3 会計上の見積りに関する監査実務上の指針

リスク評価手続	リスク対応手続	
		特別な検討を必要とするリスクに対応する実証手続
以下の事項を理解する(監基報540 7項)。 (1)財務報告の枠組みにおいて要求される事項(監基報540 7項(1))	財務報告の枠組みにおいて要求される事項を適切に適用したかを判断する(監基報540 11項(1))。	財務報告の枠組みにおいて要求される事項に準拠しているかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない(監基報540 16項)。
(2)会計上の見積りが必要となる取引、事象及び状況を把握する方法(監基報540 7項(2))	—	—
(3)会計上の見積りを行う方法及びその基礎データの理解(監基報540 7項(3)) ① 測定方法 ② 関連する内部統制 ③ 専門家の利用の有無 ④ 仮定 ⑤ 変更の有無又は要否 ⑥ 見積りの不確実性の影響の評価	会計上の見積りを行う方法が適切であり、かつ継続して適用されているかどうかを判断する(監基報540 11項(2))。 以下の列の(1)～(4)の手続の一つ又は複数の手続を実施しなければならない(監基報540 12項)。 (1)経営者が会計上の見積りを行った方法とその基礎データを検討する。この手続において、監査人は、以下の事項を評価しなければならない(監基報540 12項(2))。 ① 使用された測定方法は、状況に応じて適切であったかどうか。	以下の事項を評価しなければならない(監基報540 14項)。 ●経営者が使用した重要な仮定の合理性【※1】 ●経営者が代替的な仮定又は結果を検討した方法及びそれらを採用しなかった理由、若しくは経営者が代替的な仮定又は結果を検討しなかった場合における見積りの不確実性の検討過程【※2】 － 経営者は、会計上の見積りの代替的な仮定又は結果を状況に応じた様々な方法によって評価することがある。経営者が採用する可能性がある方法の一つは、感応度分析の実施である。感応度分析には、異なる仮定を使った場合に会計上の見積りの金額がどれだけ変動するかに係る判断が含まれることがある。

	<p>② 経営者が使用した仮定は、適用される財務報告の枠組みにおける測定目的に照らして合理的であるかどうか。</p> <p>(2) 関連する内部統制の運用評価手続を実施する（監基報540 12項(3)）</p>	<p>－ 経営者が見積りの不確実性が会計上の見積りにどのような影響を与えるかを評価したかどうかが重要であり、それを行った手法が重要という訳ではない。したがって、経営者が代替的な仮定又は結果を検討しなかった場合、監査人は、会計上の見積りの不確実性の影響に対処した方法について経営者と協議し、その裏付けを求めることが必要なことがある（監基報540 A104項）。</p> <p>● 経営者が使用した重要な仮定の合理性に関連する場合、又は適用される財務報告の枠組みの適切な適用に関連する場合には、特定の行動方針を実行する経営者の意思とその能力</p>
<p>遡及的な検討【※3】 当年度の監査のために、前年度の財務諸表に計上されている会計上の見積りの確定額、又は該当する場合には再見積額について検討しなければならない（監基報540 8項）。</p>	<p>(3) 監査報告書日までに発生した事象が、会計上の見積りに関する監査証拠を提供するかどうかを判断する（監基報540 12項(1)）。</p>	－
－	<p>(4) 経営者が見積額を評価するため、監査人が見積額又は許容範囲を設定する（監基報540 12項(4)）。</p>	<p>経営者が特別な検討を必要とするリスクを生じさせる会計上の見積りの不確実性の影響に適切に対処していないと判断した場合には、必要であれば、会計上の見積りの合理性を評価するために、監査人の許容範囲を設定しなければならない（監基報540 15項）。</p>

（監基報540をもとに筆者が作成。監基報に記載がない部分は「－」としている。）

監基報540は監査人が従うべき監査実務指針であるが、そこで要求されている事項の前提は、財務諸表を作成する企業が十分に検討し、決算資料として文書化すべきものであると言える。このことを踏まえ、図表1-4では図表1-3におけるマーカー部分【※1】～【※3】の記述から言える監査人、財務諸表を作成する企業で必要と

なる対応例をまとめている。図表1-4から分かる通り、将来キャッシュ・フローを見積もる際に、見積りの結果としての将来キャッシュ・フロー数値を単に監査人へ提示するだけでなく、その合理性の根拠を十分に文書化しておくことが必要であるという点に留意が必要である。

図表1-4 必要な対応

監査人	財務諸表を作成する企業
<p>【※1】 経営者が使用した重要な仮定の合理性 ▶ 経営者が採用した測定方法と仮定を状況や裏付資料に照らして検討する。</p>	<p>▶ 将来キャッシュ・フローの測定方法、仮定の合理性の裏付資料を文書化する必要がある。</p>
<p>【※2】 見積りの不確実性の検討過程 ▶ 監査人が許容範囲を決定して検討する前に、まず、経営者による感応度分析等の合理性を検討する。</p>	<p>▶ 感応度分析等により将来キャッシュ・フローの見積りの不確実性を検討し、文書化する必要がある。</p>
<p>【※3】 遡及的な検討 ▶ 会計上の見積りのバックテスト結果を数年分集約し、経営者の偏向がないかを確かめる。</p>	<p>▶ 過去の見積りと実績を比較し、将来キャッシュ・フローが適切だったか検証し、文書化する必要がある。</p>

2 使用価値の算定に際して用いられる割引率に係る留意点

資産グループの使用価値の算定は、将来キャッシュ・フロー総額を割引率によって割り引くことになるが、実務上、割引率の算定に当たって留意すべき点を記載する。

まず、減損損失の測定にあたり、使用価値を算定する際に用いられる割引率は、減損損失の測定時点の割引率を用い、原則として、翌期以降の会計期間においても同一の方法により算定される。また、将来キャッシュ・フローが税引前の数値であることに対応して、割引率も税引前の数値を用いる必要がある（固定資産の減損会計に係る会計基準の設定に関する意見書 四 2.(5)、減損会計適用指針43項）とされている。

次に、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクの反映方法により、使用価値の算定に際して用いられる割引率は変わってくる。

将来キャッシュ・フローの見積金額は、生起する可能性の最も高い単一の金額（最頻値）又は生起しうる複数の将来キャッシュ・フローをそれぞれの確率で加重平均した金額（期待値）（減損会計基準 二 4.(3)）とされているが、いずれの場合でも、使用価値の算定においては、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りと割引率のいずれかに反映させる必要がある（減損会計基準 注解（注6）、減損会計適用指針39項）。なお、期待値を見積る方法（期待値法）によっても、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローに反映したことになる点には留意が必要である。

図表2には、将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、(1)割引率に反映させた場合と(2)将来キャッシュ・フローの見積りに反映させた場合のそれぞれの割引率の算定方法をまとめている。

図表2 割引率の算定方法

(1) 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを割引率に反映させる場合	<p>以下のもの又はこれらを総合的に勘案したものを用いる（減損会計適用指針45項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該企業における当該資産又は資産グループに固有のリスクを反映した収益率 ② 当該企業に要求される資本コスト ③ 当該資産又は資産グループに類似した資産又は資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率 ④ 当該資産又は資産グループのみを裏付け（いわゆるノンリコース）として大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積られる利率
(2) 将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクを将来キャッシュ・フローの見積りに反映させる場合	<p>貨幣の時間価値だけを反映した無リスクの割引率を用いる。したがって、この場合には、将来キャッシュ・フローが得られるまでの期間に対応した国債の利回りを割引率として用いることとなる（減損会計適用指針46項）。</p> <p>なお、この場合には、算定された使用価値と減損損失の認識の判定に用いられた当該リスクを反映させない割引前将来キャッシュ・フローから求められる割引率に相当する率が、上記(1)による割引率と大きく相違しないことを確認する必要がある（減損会計適用指針39項(2)）点には留意が必要である。</p>

将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクは、実務上、割引率に反映させる場合が多い（減損会計適用指針39項）とされており、実務上、割引率の算定に悩むのは図表2の(1)の場合であることから、以下では(1)の場合の留意点を記載する。

資産又は資産グループに係る将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクについて、将来キャッシュ・フローの見積りに反映されていない場合、貨幣の時間価値と将来キャッシュ・フローが見積値から乖離するリスクの両方を反映した使用価値の算定に際して用いられる割引率は、将来キャッシュ・フローの見積りと同様に、企業に固有の事情を反映して見積られるものと考えられるとされている（減損会計適用指針126項）。

内部の情報に基づき、当該資産又は資産グループに係る収益率を算定する（減損会計適用指針45項(1)）とされている。

割引率は企業に固有の事情を反映して見積られるものと考えられるとされているため、内部管理目的の経営資料や使用計画等、企業が用いている内部の情報を用いて算定することになると考えられる。例えば、類似した設備投資の意思決定を継続的にハードル・レートを用いて行っている場合や、事業部別資本コストを活用している場合には、これらを基礎として、経営環境などの企業の外部要因に関する情報や企業が用いている内部の情報に照らし修正を加え、当該収益率を計算することが考えられる（減損会計適用指針126項）。

(1) 「① 当該企業における当該資産又は資産グループに固有のリスクを反映した収益率」

内部管理目的の経営資料や使用計画等、企業が用いて

(2) 「② 当該企業に要求される資本コスト」

資本コストは、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コストを用いることが適当である（減損会計適用指針45項(2)）とされている。この加重平均資

本コスト(WACC: Weighted Average Cost of Capital)を算定するには、借入資本コストと自己資本コストを計算する必要があるが、実務上、借入資本コストは追加借入利率を用い、自己資本コストは資本資産評価モデル(CAPM: Capital Asset Pricing Model)に基づいて計算することが考えられる。

なお、「逐条解説 減損会計基準(第2版)」(編著者: 辻山栄子、執筆者: 秋葉賢一) P114において、「将来キャッシュ・フローの見積りを現在価値にするための割引率は、当該企業の資本構成や調達方法と関係ないが、…(中略)…当該資産に固有のリスクを反映した収益率が得られない場合に、あくまでも投資に係る収益率を資本コストという調達面から類推し、代替的に資産に固有の収益率とみなすものであることに留意する必要がある」とされている。したがって、加重平均資本コストを計算して、その計算結果の妥当性等を十分に吟味せずに割引率として採用することは適切ではないと考えられる。

例えば、業績が芳しくない企業で、多額の借入がある場合には、自社の計算要素だけを用いて加重平均資本コストを計算すると、計算上は低く計算される可能性があるが、その場合には計算要素の妥当性を十分に検討する必要があると考えられる。あるべき割引率よりも低い割引率を用いて減損損失を測定すると、減損損失が過少計上となる可能性がある。

(3) 「③ 当該資産又は資産グループに類似した資産又は資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率」

類似の賃貸用不動産における還元利回りなどのように当該資産又は資産グループに類似した資産又は資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率が得られる場合には、このような収益率を割引率として用いることも考えられるとされている(減損会計適用指針126項)。

(4) 「④ 当該資産又は資産グループのみを裏付け(いわゆるノンリコース)として大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積られる利率」

当該資産又は資産グループのみを裏付け(いわゆるノンリコース)として大部分の資金調達を行ったときに適用されると合理的に見積られる利率が得られる場合には、このような利率を割引率として用いることも考えられる(減損会計適用指針126項)とされている。

(5) その他の留意点

減損会計適用指針策定時には、借入資本の比率が極めて高い企業や、大型プロジェクトであって、そのほとんどを借入金で賄っているような場合には追加借入利率を割引率とするという意見があったようだが、借入資本

の比率が高い場合には通常、自己資本コストが高く、追加借入利率のみを割引率とした場合には、当該企業における当該資産に固有のリスクを反映した収益率より著しく低くなることは明らかであるため、原則として、追加借入利率を用いることはできないと考えられるとされている(減損会計適用指針127項)。

また、企業によって算定される収益率は、企業に固有の事情を反映して見積られるが、合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく必要があるとされている。実務上、このような要請に応えることが容易ではない場合も考えられるが、収益性を極大化する企業行動を踏まえば、通常、当該企業に要求される資本コスト(② 当該企業に要求される資本コスト)と大きく相違することは少なく、また、市場平均と考えられる合理的な収益率(③ 当該資産又は資産グループに類似した資産又は資産グループに固有のリスクを反映した市場平均と考えられる合理的な収益率)を下回ることはないと考えられるため、このような関係を考慮することも合理的で説明可能な仮定及び予測を行うにあたっては有意義であると考えられる(減損会計適用指針126項)とされている。

割引率の算定式に唯一絶対のものがあるわけでもなく、その算定は非常に難しい作業であるため、状況によっては、専門家に相談し、また結果としての割引率の出来上りを十分に吟味して、割引率が資産又は資産グループに固有のリスクを適切に反映したものになっているかを検討することが重要と考えられる。

以上